

旧市民病院別館清掃業務委託仕様書

1 業務対象の場所、構造等

所在地	岡山市北区東中央町3番14号ほか
旧市民病院別館 敷地面積	1,484㎡(駐車場除く)
旧市民病院別館 延床面積	5,827.81㎡ 内、清掃対象部分は2,427.8㎡
旧市民病院別館 建物構造	鉄筋コンクリート造5階建(地下1階)
昇降機	エレベーター1基
その他駐車場	① 旧市民病院別館駐車場 アスファルト舗装 237㎡ ② 平面駐車場 アスファルト舗装 404㎡

2 旧市民病院別館の運用形態

地下1階	機械室、保管庫等
1階	休日夜間急患診療所 ・診療受付日時等は別添①(カレンダー)参照 休日歯科診療所 ・診療受付日時 日、祝、年末年始 午前9時30分～午前11時30分 午後1時00分～午後3時00分 岡山市医師会
2階	岡山市医師会
3階	倉庫、岡山市医師会
4階	岡山市医師会
5階	倉庫

※岡山市医師会部分は、本清掃業務の対象外

2 清掃業務

(1) 日常清掃

ア 業務日 365日 ※別添①(カレンダー)を参照

イ 業務場所 別添②(清掃場所)を参照

ウ 時間 ○月～土曜日

・6:30～8:30の間又は16:30～18:30の間

・2名体制、約2時間程度

○日曜日、祝日、年末年始

・6:30～8:30の間及び16:30～18:30の間

・1名体制、1日あたり2回実施、各約2時間程度

- エ 清掃場所 5 清掃場所の定めにより行う。
- オ 業務内容 6 作業区分表の定めにより行う。
- カ 報告書 作業日報を作成のうえ、毎月末の完了時に完了通知書とあわせて医療政策推進課へ提出すること。

(2) 定期清掃

- ア 業務日 6ヶ月ごとに1回、契約期間内に計2回
- イ 時間 月～金曜日 8：30～17：00の間に実施
※時間は拘束を意味するものではない。
- ウ 清掃場所 5 清掃場所の定めにより行う。
- エ 業務内容 6 作業区分表の定めにより行う。
- オ ねずみ等の防除 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、調査を実施する。(調査結果に基づき特段の処置が必要な場合、特段の処置は本仕様に含まない)
- カ 報告書
 - ・業務ごとに報告書とその都度医療政策推進課へ提出すること。
 - ・「オ ねずみ等の防除」については調査前後の写真を添えて調査報告書として報告すること。
- キ その他
 - ・ワックス掛け等の作業については、建物の運営上事前の連絡が必須であるため、必ず前月までに作業計画日を医療政策推進課へ連絡し、調整したうえで実施すること。

(3) 一般廃棄物の運搬・収集・処分

- ア 一般廃棄物の運搬・収集・処分
 - ・一般廃棄物の処理ゴミステーションに集めた廃棄物を事業系ごみとして処理施設に持ち込むなど適正に処理すること。週1回（原則、休日明けの月曜日）
 - ・本建物は岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第21条第2項の規定により定められている事業系廃棄物減量計画書を岡山市環境事業課へ毎年提出する必要があるため、その作成にあたり区分ごとの発生量、再利用量、搬入処分場等を医療政策推進課へ報告すること。(例年4月～5月に実施)
区分種別等の詳細については岡山市環境事業課ホームページ等を確認すること。

(4) その他

この清掃等に必要な機器及び消耗品（洗剤・トイレトペーパー・トイレの手洗い石鹸・ゴミ袋等）は受託者の負担とする。

使用料の目安（日常清掃での例）

- ・洗剤・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
- ・手洗い石鹼・・・・・・・・・・・・ 100
- ・トイレットペーパー・・・・・・・・ 700個
- ・ゴミ袋（45ℓ）・・・・・・・・・・・・ 200枚
- ・ゴミ袋（90ℓ）・・・・・・・・・・・・ 150枚
- ・ポリ袋（30×35cm）・・・・・・・・ 200枚

その他清掃に必要な消耗品は受託者の負担とする。

3 作業員

- (1) 事前に作業員名簿（住所、氏名）を作成して、提出すること。また、作業員に異動が生じたときは、速やかに異動届を提出すること。
- (2) 作業員は、常に服装を正し、言語並びに態度を良くし、他人に不快感を与えないようにすること。
- (3) 作業員は、業務上知りえた事項を他に漏らしてはならない。
- (4) 作業員は、盗難並びに火災の予防に留意し、作業終了の際は、作業のために開けた窓・扉の施錠、火気取り締まり及び消灯をすること。
- (5) 作業員は、作業中に器物を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに届けること。
- (6) 作業員は、清潔かつ衛生的に清掃を行い、併せて、美観に十分注意すること。

4 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、毎月払いとする。月額委託料は、契約金額を12で除して得た額とする。ただし、12で除して割り切れない場合には、初回に支払う委託料の金額に加える。

5 清掃場所

清掃場所は、別添②（清掃場所）及び別添③（清掃範囲図）のとおり

※別添②に記載が無くとも、別添③のうち赤線（太線）で囲まれた範囲が清掃場所となる。

6 作業区分表

別添④のとおり

7 その他

- (1) 清掃中に使用する洗剤及び材料は、すべて品質良好なものを使用すること。
- (2) 軽微な変更（清掃箇所の多少の増減等を含む）については、委託金額に変更は行わないものとする。大幅な変更が必要となった場合は、必要に応じて、その都度双方協議するものとする。
- (3) 清掃業務にあたっては、ビル管理者と協議調整すること。
- (4) 清掃業務（定期清掃）にあたっては、清掃計画を作成し、適切に清掃を行うこと。清掃計画の提出を求めた場合には、提供すること。